

## 令和元年度第2回尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画策定部会 議事概要

日時：令和元年7月22日（月）午前9時30分から午前10時40分まで

場所：市役所本庁舎中館8階 8-2会議室

出席委員：5人

傍聴者：なし

### ○開会

- ・定足数の確認
- ・資料確認
- ・議事内容確認

### ○議事

#### 議題1 処理方式の検討

部会長：

それでは、議事に入りたいと思います。

議題1の処理方式の検討につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局：

まず、前回の部会で資料1に対していただきましたご意見やご質問についての見解をご説明させていただきますが、これにより資料の内容を変更するといった対応はございません。

最初に、人口減少や高齢化に伴う食品ロスやおむつの増加によるごみ量の変化に対応するために、炉の数を例えば3炉から4炉にすることで柔軟に対応する考えはあるかということや、炉数がごみの焼却による発電量にどのような影響が生じるかというご質問についてです。

本市としては、施設の安定稼働には3炉以上が必要であると考えていますが、経済性や限られた用地内での整備という条件を考慮すると3炉体制が最も合理的であるという結論に至りました。また、3炉のうち1炉をメンテナンスのため停止させ、2炉を運転させ発電する場合に発電効率が最も高くなる仕様を想定しています。ごみ量の変化についてですが、現時点では、尼崎市人口ビジョンのシミュレーションと直近5ヵ年のごみ量の実績から、一般廃棄物の処理に必要な施設規模を450t/日と推定しており、これに10%の災害廃棄物量を上乗せして495t/日を施設規模にすることを考えていますが、最終的な施設規模については、来年度策定予定の一般廃棄物処理基本計画に併せて修正を行う予定としています。

次に、処理方式について熔融方式を選択しないのかというご質問についてです。

溶融方式を選択しない理由につきましては、前回の部会でも審議にありましたとおり、焼却灰については大阪湾フェニックスセンターへの埋立てを想定しているためです。本市は大阪湾フェニックス計画に参画しており、第2期計画が令和14年まで延長されているとともに、第3期計画についても示されており、最終処分場の確保には当面の目途が立っている状況となっています。

次に、焼却時に発生する熱の利用方法についてのご質問についてです。

熱利用については、過去に隣接する事業者に対し、温水や蒸気を供給していた経緯があり、現在稼働中の第2工場については熱を利用し発電を行い、余剰電力については売電を行っています。新たな施設では、余剰エネルギーは可能な限り発電に使うこととしており、地球温暖化対策にも貢献する施設としたいと考えています。発電効率については、環境省の交付金の交付要件である23%プラス $\alpha$ 程度を想定しています。

最後に、メタン発酵方式の採用の可否についてのご質問についてです。

本市のごみ組成は紙類が多く、厨芥類が少ないことやごみ処理施設を整備するための用地面積が限られていること、1工場体制となるため安定的に処理する必要があることなどを考慮したところ、メタン発酵方式の採用は困難であるという結論となっています。

議事1についての説明は以上です。

部会長：

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見はありますでしょうか。前回の部会における審議内容についての補足説明でしたが、結論としてはストーカ式焼却方式としたいということです。前回の部会では、メタン発酵方式のような先進的な方式についての話が出ましたが、今の説明にありましたように、尼崎市の状態を考慮すると導入は困難であるため、ストーカ式を選択したということですが、いかがでしょうか。

委員：

前回の部会の資料2と今回の資料1はほぼ同じのようですが、1回目と比べて、具体的にどの部分が追加になったのでしょうか。

事務局：

特にございません。前回の議論について補足説明をさせていただきました。

委員：

前回の議論を整理した結果、やはりストーカ式を選択することが最良であるという結論に至ったということですね。わかりました。ありがとうございました。

部会長：

よろしいですか。概ね前回の部会で委員から出た意見について、事務局から対応・考え方を説明していただけたかと思います。

災害廃棄物対策として、ごみ量を10%上乘せとしています。10%程度で十分ということではよろしいのでしょうか。

事務局：

災害廃棄物につきましては、現時点で10%に確定しているということではございません。施設規模は一般廃棄物処理基本計画における処理量や災害廃棄物の量等を考慮して設定しますので、一般廃棄物処理計画を策定してから施設の発注までに災害廃棄物の上乗せ分を確定していくということになります。

部会長：

それでは現時点で10%と置かれているのは決定事項ではなく目安ということですね。わかりました。

委員：

災害廃棄物の10%というのは基準もしくはガイドラインのようなものがあるのですか。例えば環境省の資料を見ると、過大に評価しすぎてはいけないという記載もあったと思います。何を以て10%とするのかという根拠が専門外の者にはわかりづらいのですが。

事務局：

特に基準はございません。もし南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合、相当な災害ごみが出ると予測されますが、その中には瓦礫等の市で処理できないものも多数ございます。阪神大震災の際にも市の焼却施設だけで全量処理することはできませんでしたので、大規模災害については近畿圏のみならず、全国的な広域処理をしていく必要があると思っています。しかし、そのような状況においても、平常時の可燃ごみに対して10%程度の災害廃棄物については本市で処理をすべきだということで設定しています。10%の根拠となる基準はありませんが、安定的に継続した処理が可能なごみ量、災害時に処理できる災害廃棄物の量、経済性を考慮し、一旦10%で設定しております。

委員：

災害廃棄物を10%とすることについては根拠がないと思いますので、指針に従うのか、もう少し検討するのかなという話になると思います。地震等の災害に伴う家屋の倒壊により発生する瓦礫等は産業廃棄物ではなく一般廃棄物になるので、基本的には市で処理する必要があります。しかしそれを常時使用する炉で対応するというのは非現実的であるので、災

害時の片付けごみぐらいは処理するとして想定した目安の数字が 10%なのだと思います。しかし、実際にどのくらいの災害廃棄物の処理を想定しているのか、もし感覚的に 10%という数字を採用しているのであれば、この 10%という数字についても考えなければならないと思います。

事務局：

倒壊した家屋や片付けごみの量については推計していますが、そのうちのどの程度の割合を処理するのかということまでは決めていません。そのため、現時点では平常時の可燃ごみを処理する能力に対して、10%の余力を持たせるということにしています。

部会長：

他はよろしいでしょうか。

委員：

エネルギー回収について確認です。基本的には蒸気で発電することを想定し、得られる蒸気で可能な限り発電する予定であると思います。しかし、蒸気を使わずに温水を作ることは可能なので、発電量を減らさずに温水を利用することもできるのではないのでしょうか。今回は市の庁舎も一緒に作るので、庁舎の中で利用するとか、近隣にある事業者に供給することは考えられないのでしょうか。もちろん可能な限り発電するという考えは理解できます。

事務局：

温水については場内の給湯を考えております。

委員：

温水は庁舎でも利用しますか。

事務局：

今の想定では、庁舎のある敷地は工場と隣接していますが、道を挟む形になります。また、過去に近隣の事業者が温水を送っていたこともございます。しかし、工場と庁舎では建て替えの時期が異なっていることや、敷地を跨いで送電することは非常に不便であると考えております。そのため、基本的には電気や温水は敷地ごとに調達するほうが、合理的であると考えています。

委員：

建て替えの時期を考慮すると不便な期間が生じるということですね。わかりました。

部会長：

大きな方針としても、特定の分野の環境保全のために過度にエネルギーを使用するのではなく、全体的に最大限効率よくということで考えていただければと思います。

処理方式の検討につきまして他にいかがでしょうか。最終的にストーカ式焼却方式ということで話を進めていこうということになりますが、そのことにつきましてよろしいでしょうか。尼崎市のごみの構成などからすると一番効率的な方式だということで進めていただいてよろしいでしょうか。

それでは議事 1 のごみ処理方式の検討につきましては資料のような方向性で検討を進めていただくということでお願いしたいと思います。

では、議題 2 に入りたいと思います。環境保全目標の検討について事務局から説明をお願いします。

## 議題 2 環境保全目標の検討

事務局：

それでは、資料 2 に基づき、環境保全目標の自主基準についてご説明します。基本的には前回の部会の資料 3 と同じ構成となっていますが、変更点があります。1 ページ目の表 1 のばいじんの自主基準を、 $0.02\text{m}^3\text{N}$  から  $0.01\text{m}^3\text{N}$  に変更し、それに関する箇所の説明等を変更しました。その経緯について、ご説明いたします。

2 ページ目に記載されている環境保全目標のうち、ダイオキシン類、ばいじん、窒素酸化物の自主基準についてご意見をいただきました。

まず、ダイオキシン類については、自主基準が法規制値とほぼ同じとなっていることもあり、より厳しくする考えはないのかというご意見をいただきましたが、現在稼働中の第 2 工場における実績値は十分低く、また他都市の要求水準を踏まえても自主基準をより厳しくする必要はないと考えており、第 2 工場と同等の自主基準を設定することが適切と考えています。

次に、ばいじんはバグフィルターを想定しているのであれば自主基準を  $0.02\text{m}^3\text{N}$  から  $0.01\text{m}^3\text{N}$  に変更してもよいのではないかというご意見をいただきましたが、ご指摘のとおり自主基準を厳しくした場合でもメーカーが十分対応できることや、他都市の自主基準を考慮した結果、 $0.01\text{m}^3\text{N}$  に変更するという結論に至りました。

また、窒素酸化物については、自主基準をより厳しくすることを重視するのではなく、 $\text{CO}_2$  の排出等を総合的に判断することが重要であるというご意見をいただき、本市で考えを整理しました。まず、現在稼働中の第 2 工場建設時に、当初の案では自主基準を  $50\text{ppm}$  としていましたが、関係地域からの大気汚染対策についての要望を踏まえて  $30\text{ppm}$  に変更した経緯があります。

自主基準を  $50\text{ppm}$  に緩和する場合、現在の技術でもエネルギー消費量の少ない無触媒脱

硝方式を採用できるというメリットがありますが、今後の技術の進歩によっては 30ppm とした場合でも採用できる可能性があります。また、施設の建設も数年先であることから、現時点で 50ppm に緩和するかどうかについては検討する時間がある状況です。そのため、当初の 30ppm としています。

次に、白煙防止についてご意見をいただきましたが、この件については本市で地球温暖化対策の観点も踏まえて検討し、次回の部会で報告させていただきます。

部会長：

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員：

前回の部会で出た話を受け、市民レベルで今の環境についてどう考えるのかということをおの周囲の人に聞いてみました。これからの時代の話なので、20～40代の人たちがどのような意見を持っているのかを聞いてみました。

その結果、市民の意識はかなり変わってきているという印象を受けました。コストを度外視して環境保全目標を限りなく低くするということに対して、否定的な考えを持つ人が多くいました。ほとんどの方々はコストを踏まえ、総合的に検討すべきという意見を持っているようです。また、例えば、瀬戸内海の水を過度にきれいにした結果、海水の栄養分が少なくなってしまう、魚の餌が少なくなっているという現状があるとのこと。そのような話がいろいろなところから出てきているのを聞くと、やはりバランスを考えることが必要ではないかと思えます。バランスよく、SDGs の考え方も含め総合的に考えることや、尼崎市らしく無理にお金をかけないことを重視する意見が多いと感じました。

一方、公害患者の関係者にも話を聞いてみたところ、異なる意見が出ました。公害患者の関係者の方たちは、今まで自分たちが頑張ってきたことを次の世代の人たちに引き継いできたようなイメージを持っています。若い人たちが考えて判断することに対しては、ある面では納得していますが、やはり過去の経緯があるので、公害対策を最優先とせず、バランスを優先すべきという考え方に同意するのは難しいという意見も出ていました。

部会長：

ありがとうございました。ただいまの意見につきまして、皆さんからもご意見はありますか。

公害の被害に遭われた方への心情的な配慮に関する部分ですので、部会で検討する専門的な内容というよりは、政策判断に関わることだと思います。しかし、何も検討せずに政策判断に任せるのもどうかと思いますので、窒素酸化物の基準やエネルギー面等、総合的に環境保全につながる専門的意見を当審議会で示したうえで、市民感情も配慮した最終的な判

断をするという内容を付帯意見として答申するのがよいのではないかと思います。

委員：

建設は10年以上先の話ですので、建設までの期間に担当者たちが変わることもあるかもしれませんが、最終的にはその人たちに現在とは変わっているであろう状況も踏まえて判断してもらうという形が一番いいのではないかと思います。

部会長：

仕様の確定まで期間もあり、再検討もできますので、環境保全目標に関する考えや意見をきちんと伝えていくということも必要だと思います。もちろん、この審議会において自主基準を50ppmに設定するというご意見があってもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員：

環境保全目標は50ppmより高い値でも実際には問題にならないと思いますが、尼崎市の事情を考えると環境保全目標を緩和するのは厳しいと思います。

部会長：

50ppmに環境保全目標を緩和するというのは、環境への影響を考慮しても問題はないということですか。

委員：

なぜ環境保全目標を緩和するのかということをしっかり説明できるのであれば問題はないと思います。

部会長：

科学的な知見から環境への影響が無いのであれば、環境保全目標の緩和について説明できそうですが、公害被害者の心情的には納得できないという点も残ってしまうと思いますので、心情への配慮は必要だと思います。そのため、緩和が可能であったとしても、心情にどの程度まで配慮すべきかを示すことは難しいので、明確な値を示すことはできないのではないかと思います。ただし、選択肢はきちんと提示するということが妥当かなと思います。

委員：

結局、無触媒脱硝方式で30ppmを目指すというのが一番現実的なのかもしれません。

事務局：

建設が10年後ですので、無触媒脱硝方式の技術進歩を期待しながら検討も進めていきた

いと考えています。

委員：

当部会で審議している新ごみ処理施設のさらに次の世代の施設については、環境保全目標を緩和することも目指す必要があるのではないかと思います。今の若い世代の方は昔と考え方が変わってきていますので、その世代がリーダーになる時期には、彼らの考えに合わせていくべきなのではないかと思います。

部会長：

わかりました。

前回の部会で意見が出た白煙防止装置の採用につきましては、次回の部会で報告するというところでよろしいですね。

事務局：

今回の部会までに十分な検討ができておりませんので、今回はご報告できません。庁内でも検討し、次回の部会で報告させていただこうと思っておりますが、現時点では白煙防止装置を採用しないという方向で検討を進めたいと思っております。

部会長：

わかりました。白煙防止装置の採用についてどのように説明するか、議論の経過や結果を次回の部会でご説明いただくということでよろしいですね。

環境保全目標につきましては、当部会において、公害対策だけでなく地球温暖化対策等も含め、環境保全全体でバランスを取る必要性を示した上で、市民の心情的なことを含めた最終的な判断は市にさせていただくということで議論を進めていきたいと思っております。

前回の部会で意見が出た有害物質に関する環境保全目標の設定については、ばいじんは基準を厳しくし、ダイオキシンは変更しないということです。

ダイオキシンは実績値が環境保全目標より十分低く、ばいじんもバグフィルターを想定した場合には十分低くできるとのことですが、なぜ、ばいじんは基準を厳しくして、ダイオキシンは変更なしなのかという単純な疑問があります。

事務局：

ダイオキシンについては廃棄物処理法に基づき 850 度以上で燃焼し、滞留時間も設け、急冷をするという一定の技術基準を守れば基本的には発生しないと考えています。実績においても環境保全目標の 1/100、1/1000 のオーダーでしか測定されていませんので、基準を厳しくする必要はないと考えております。

また、環境保全目標の設定は基本的には地域の事情で設定されるものだと思っております。

例えば、能勢のようにダイオキシンの問題が生じた地域であればダイオキシンについて厳しい基準を設定する、琵琶湖の周辺であれば水質に対して厳しい環境保全目標を設定する、といった地域の特性が出るかと考えています。このようなことを踏まえると、本市のように大気汚染という公害があった地域では、硫黄酸化物と窒素酸化物で厳しい環境保全目標を設定することが必要と考えております。

一方、ばいじんについては前回の部会で  $0.01\text{g}/\text{m}^3$  N にできるのではないかと具体的な数字が出てきましたので、検討の結果  $0.01\text{g}/\text{m}^3$  N を採用させていただきました。ダイオキシンについてもさらに厳しい環境保全目標を設定すべきという意見があれば、再度検討することは可能であるかと思っておりますが、特に具体的なご意見がないのであればダイオキシンの環境保全目標については変更なしとしたいと思っております。

部会長：

考え方としては、ダイオキシンだけ個別で考えるという方法と、先ほどの有害物質の中で、環境保全目標を厳しくできる項目は厳しくして、過去の実績を考慮して特に厳しくする必要のない項目については緩和するという方法があると思います。しかし、前回の部会では、一度環境保全目標を厳しくすると、緩和は難しいという意見がありました。特にダイオキシンはイメージがよくない物質なので、緩和しにくいという話もあったと思いますが、いかがでしょうか。

委員：

現行の処理システムでは、触媒脱硝施設があるので、ダイオキシンもある程度除去できているのですが、将来的に触媒脱硝施設を採用せず、無触媒脱硝施設を採用するという場合、環境保全目標との兼ね合いから問題が出ないかという懸念があると思います。

部会長：

技術的にも環境保全目標を無理に厳しくすることに懸念する部分が残っているわけですね。

いかがでしょうか。

ばいじんはバグフィルターを採用するのであれば、環境保全目標を厳しくすることは問題ないということよろしいですね。

委員：

ばいじんは大丈夫だと思います。

部会長：

ダイオキシンとばいじんに関してご意見はございますか。よろしいですか。

では、環境保全目標については、ダイオキシン類はこのまま、ばいじんは厳しくする、窒素酸化物については総合的に考えて50ppmに緩和しても問題ないという専門家の意見を付帯意見とし、市民の心情に応じた最終判断は市にお願いするという形にしたいと思います。

それでは次の議題に進みます。最後は検討ではなくて報告になります。議題3の土壤汚染対策法対応方針の検討結果の報告をお願いします。

### 議題3 土壤汚染対策法対応方針の検討

事務局：

#### 資料3について説明

部会長：

ただいまの報告について何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

今の説明をまとめると、敷地内の土壤は汚染されている、されていないにかかわらず、安全側をみて汚染されているものとして扱い、適切な工事を行うことで対処し、土壤汚染に必要な調査を省略するというものです。汚染されているものとして扱うので、仮に本当に土壤が汚染されていたとしても、有害物質の溶出の懸念はないことや、地下水の使用はないので、周囲に影響は及ぼさないと考えられます。

事務局：

工事をする際には地下水の影響というのは考慮する必要が出てくるかもしれません。その場合、敷地の周囲や敷地外に地下水が流れ出さないように、例えば矢板を打つなどの対応を必要に応じて適切に実施します。しかし、基本的には既に都市計画決定されているごみ処理施設は、継続して同じ敷地を使用し続けることとなります。今回の新ごみ処理施設の整備に際して土壤汚染対策をしたところで、次の建て替えのときにも再度調査する必要が出てきます。この敷地を将来的に更地にして売却するのであれば土壤汚染対策をしっかりとするというのは前提になるかと思いますが、継続してごみ処理施設として使用する敷地ですので、費用をかけてまで土壤汚染対策をする必要はないと考えております。

部会長：

いかがでしょうか。報告なので、よほど強い反対意見がない限りは今の案のまま話を進めることになると思いますが。

委員：

1つ質問ですが、環境アセスメントとの関係はどうなのですか。環境アセスメントは敷地の周囲を調査するのかわかと思いますが。

事務局：

環境アセスメントにおいても一定の意見はいただくことになるかと思っております。

部会長：

他にいかがでしょうか。

先ほどの説明のとおり、土壌は汚染しているものとして扱い、土壌汚染に係る調査を行わないというやり方は、他都市でも事例はあるのでしょうか。

事務局：

そういうこともあります。しかし、一般的には土壌を調査し、汚染土壌を取り除くというのが多いと考えております。

部会長：

そうですね。考え自体は合理的ではあると思いますが、進め方としては問題ないのでしょうか。

事務局：

一般企業では将来的にその土地をまた別の用途に使用することも考えられますが、今審議していただいている新ごみ処理施設の稼働期間は今の想定では20年、その後さらに延命化をして40年ということも考えられますので、遠い将来も含めて当該敷地はごみ処理施設以外での使用は当面はないと思っています。このような状況なので、調査のために高額な費用をかける必要があるのかということ踏まえて判断しております。

部会長：

例えば土地が汚染された場合、有害物質が地下水を通過して海域に溶出するという懸念があるのではないかと思います。そのようなことの調査も今回はしないのでしょうか。

事務局：

有害物質の溶出については、例えば帯水層を通過するような工事をする際には本市環境保全課から適切な工事のやり方についての指導がありますので、その指導に従い、影響が出ないように進めていく必要があると考えています。

部会長：

工事のときに対応するということですね。

他にご質問などいかがでしょうか。

委員：

資料 3 の 7 ページを見る限りでは、コスト面から考えた結果、土壌汚染調査を全て省略するという案が良いと判断したという印象を受けたのですが、今の説明では、敷地を今後もごみ処理場として使用し続けるということが一番大きな理由の 1 つであると思いました。資料 3 からはその内容があまり読み取れなかったもので、そのような理由も記載する必要があるかと思います。

事務局：

コスト面だけを考慮したかのような記載となっておりますので、その点も記載するようにします。

部会長：

他はいかがでしょうか。

では、議題 3 についてはここまでとさせていただきます。

最後に、その他として、前回の部会で出ました環境教育施設に関することについて説明いただいてもよろしいですか。

事務局：

それでは、まず、環境教育施設についての意見について説明させていただきます。

第 1 回総会や前回の部会において、市民の協力を得ながらごみの減量目標を達成していくためには新ごみ処理施設に環境教育施設を導入する必要があるとのご意見をいただきました。また、これに関連した 3 つのご意見が出ました。

1 つ目は、新ごみ処理施設整備基本計画策定部会において環境教育施設の導入について検討の余地があるのかというご意見です。

2 つ目は、新ごみ処理施設整備基本計画の中で、環境教育施設や来場者用駐車場のスペースを確保するべきであるというご意見です。

3 つ目は、本市の臨海地域では県の太陽光発電所以外で環境教育の受け入れ可能な施設がほとんどない状態ですが、一体的に見学できる施設があれば学校等も見学コースを設定しやすくなり、ありがたいというご意見です。

本市においても、平成 30 年度に策定した新ごみ処理施設整備基本構想の理念の中に「環境教育に関する設備を導入する」という記載はしており、環境教育施設を設置することを想定しております。新ごみ処理施設に設置する環境教育施設については、当部会でいただいたご意見を踏まえながら庁内検討会で議論し、新ごみ処理施設整備基本計画の素案に反映させていただきます。その結果を当部会で報告させていただくのは秋頃を予定しております。さらに令和 2 年度に策定予定の一般廃棄物処理基本計画においても環境教育・啓発活動に関する施策について検討する予定です。その内容を新ごみ処理施設の仕様に反映

させる時期は、施設の基本設計の要求水準書の作成段階に入る令和 3 年になると考えています。

次に、前回の部会において災害時の対応についてのご意見が出ましたので、そのことについてご説明します。南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時は、施設規模から考えると本市は他の自治体のごみ処理を応援する側の立場になると考えられますが、災害時の対応方針はどう考えているのかとのことでしたが、施設規模については新ごみ処理施設整備基本計画において災害廃棄物分を上乗せしており、また設備についてはプラットホームや電気室を 2 階に設置することで施設を安定的に稼働し、災害に強い施設にするということを想定しております。その他の事項については、来年度策定予定の災害廃棄物処理計画の中で検討します。

また、施設の名称についてどう考えているのかというご意見もありました。施設の名称によってはイメージアップにもつながるので何か考えたほうがよいとのご意見をいただいておりますが、施設の稼働は 12 年後なので、その時期の市の施策や状況を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

部会長：

ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

基本的には環境教育施設は新しい工場に一体的に整備するということですね。

事務局：

第 1 回総会のときにご意見が出ましたが、宝塚市や豊中伊丹の施設のように、まちなかに立地していれば、日頃から近隣住民が気軽に訪問できるということもあり、環境教育施設としての重要性が高いと思います。しかし、本市の場合、臨海地域の工業専用地域に位置しているため、近隣住民は基本的にいませんので、頻繁に施設に足を運んでいただくということとはほとんどないと考えております。

ただし、全校の小学 4 年生は毎年見学に来ますので、この見学に対応した見学コースや環境教育施設は重要な位置づけであるとは考えています。しかし、日ごろから市民が気軽に訪問する大々的な環境教育施設というのは考えていません。

委員：

環境教育施設についても、周囲に意見を聞いてみました。その中には、多額の費用を投じたすごい設備を利用して環境保全目標を守っているということをアピールしすぎると、市民に安心を与えてしまい、ごみ減量に取り組まなくても良いという印象を与えるのではないかと意見もありました。また、市民が積極的に環境保全やごみの減量に向けた活動をする必要性を訴えるような施設であるべきであり、費用を過剰に投じるような施設を整備

することで変に市民に安心を与えることは尼崎市らしくなく、市民の自発的な活動も阻害するという意見もありました。

また、今の説明で、施設に一般の人があまり足を運ばないとありましたが、現行のクリーンセンターに関しても、行ってみたいという需要は結構多いと思います。また、環境と観光を組み合わせた取り組みも一考する価値があるのではないのでしょうか。

また、JICA 関西と環境・文化で協力しており、年に2度ほど外国の方とやり取りをする機会があるのですが、その方々の観点は我々とは違うようで、尼崎独自の魅力を感じているようです。その魅力とは、お金をかけずにすごいことができるということではないのでしょうか。お金をかけて豪華にすることはどこでもできますが、尼崎のお金をかけなくても魅力を出せることは自慢できることだと思います。

部会長：

ありがとうございます。尼崎市には環境プラザのようなクリーンセンター以外の環境教育施設はありますか。

事務局：

クリーンセンターの中に、市民が持ち込んだごみからまだ使える家具等を展示してリユースする施設はありますが、この施設も臨海部にありますので、多数の市民が来られるということはない状況です。このようなことを考えると、環境教育施設は市内中心部にあったほうがいいとも考えられるので、一般廃棄物処理基本計画の中で議論する余地もあるのではないかと考えております。

部会長：

そうですね。一体的に大きな建物の中に設置するのではなくて、ふらっと立ち寄れる駅前に設置するというようなものですね。そのあたりも含めて一般廃棄物処理基本計画の中で検討するということですね。

他にいかがでしょうか。新ごみ処理施設の場所についての懸念は、南海トラフ地震の発生を想定し、施設を災害に強い設計にするので問題ないということです。いかがでしょうか。

他によろしいですか。このあたりの議論は次回の部会にも続けてということをお願いします。

これで一通り議論が終わりました。全体を通じてご質問、ご意見などいかがでしょうか。

概ね本日の議論の中で、前回の部会で出た意見については、適切な回答をいただいたと考えております。1点だけ、付帯意見も含めてという回答するという話が本日出ましたが、基本的にはご説明いただいた内容で計画策定に向け進めていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、議題は終わりましたが、何か事務局から今後のこと等についてありますでしょ

うか。

事務局：

本日はご審議いただきまして誠にありがとうございます。

専門的事項につきましては各委員の方に個別にまたお伺いすることもあろうかと思えますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

部会長：

次回の部会までには業者見積もりも揃い、事務局の案が現実的なことかということの検証も含めてメーカーヒアリングをかけていくということによろしいですね。

事務局：

今回承認いただいた処理方式、環境保全目標値、土壌汚染対策の内容でメーカーにヒアリングをかけていく予定にしております。

部会長：

ありがとうございました。よろしいですか。

それでは、本日の審議は、これで終わります。ありがとうございました。